

議案第 99 号

特別区人事及び厚生事務組合規約の変更に関する協議
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 特別区人事及び厚生事務組合規約を変更するため、地方自治法第 290 条
の規定に基づき、本案を提出する。

特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更に関する協議

特別区人事・厚生事務組合において共同処理する事務を変更するため、別紙のとおり特別区人事及び厚生事務組合同規約（昭和26年8月10日東京都知事許可）を変更する。

別 紙

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合格約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第八号中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。